

別表5 成果目標

| 事業区分 |                               | 成果目標                                                  |
|------|-------------------------------|-------------------------------------------------------|
| 1    | ステップアップ経営者<br>育成対策            | (A) 各経営体における佐賀さいこうモデルへのステップアップ<br>(※1)                |
|      |                               | (B) 各経営体における作付面積の拡大(1.5倍以上)(※2)                       |
|      |                               | (C) 各経営体における先進的施設(※3)の作付面積の拡大                         |
| 2    | 新規就農者育成対策                     | (D) 単位面積当たりの出荷量の増加                                    |
| 3    | 経営基盤強化対策                      | (E) 単位面積当たりの販売額の増加                                    |
| 4    | 園芸産地育成対策                      | (F) 全作付面積、または全出荷量に占めるブランド品や高品質品<br>(秀品率L規格以上など)の割合の増加 |
|      |                               | (G) 作付面積の拡大                                           |
|      |                               | (H) 有機農産物、佐賀県特別栽培農産物等の取組面積の拡大                         |
|      |                               | (I) 施設園芸における燃油使用量の削減                                  |
|      |                               | (J) 単位面積当たりの生産コストの削減                                  |
|      |                               | (K) 単位面積当たりの労働時間の削減                                   |
|      |                               | (L) 化学合成農薬、または化学肥料の使用量の削減                             |
|      |                               | (M) 単位面積当たりの出荷量の維持                                    |
|      |                               | (N) 単位面積当たりの販売額の維持                                    |
|      |                               |                                                       |
|      | うち大雨・大雪被害<br>防止対策のみ取り組<br>む場合 |                                                       |

(※1)「各経営体における佐賀さいこうモデルへのステップアップ」とは「園芸品目に係る販売額」が1億円未満から、1億円以上となること、且つ「事業に取り組む園芸品目に係る作付面積」が現状値から1.2倍以上になること。

(※2)「各経営体における作付面積の拡大(1.5倍以上)」とは、事業に取り組む園芸品目における作付面積が現状値から1.5倍以上となること、且つ他の園芸品目の作付面積が現状から減少しないこと。

(※3)先進的施設とは、別表7—1における、環境制御型耐候性ハウス、いちご高設栽培施設、及び根域制限栽培施設のこと。

別表6 GAP等の内容

| 区分           | 内容                                                                                                                                                                                                  |
|--------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 佐賀県 GAP      | 平成 29 年度に改正された「佐賀県産農産物における GAP の導入マニュアル(平成 29 年 9 月 11 日付け園第 1156 号佐賀県農林水産部長通知。(以下「県 GAP」という))」で示したものとし、この場合における別表 1、別表 2、別表 3 及び別表 4 に規定する GAP の取り組みは、県 GAP における取組ステップ⑥(チェックシートを市町に提出)以上に努めるものとする。 |
| GLOBAL G.A.P | ドイツの FoodPLUS GmbH が運営する GAP 認証で 2007 年から GLOBAL G.A.P (旧 EUREP GAP) として運用開始。認証区分は「果樹野菜」、「コンバイン作物」、「茶」等。日本では一般社団法人 GAP 普及推進機構(2015 年設立)が運営。                                                         |
| ASIAGAP      | 一般財団法人日本 GAP 協会(2006 年設立)が運営する GAP 認証で、2017 年 8 月より ASIA GAP (旧 JGAP Advance) として運用開始。認証区分は「青果物」、「穀物」、「茶」。                                                                                          |
| JGAP         | 一般財団法人日本 GAP 協会(2006 年設立)が運営する GAP 認証で、2017 年 8 月より JGAP (旧 JGAP Basic) として運用開始。認証区分は「青果物」、「穀物」、「茶」。                                                                                                |
| みどりのチェックシート  | 強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱(令和 4 年 4 月 1 日付け 3 農産第 2890 号農林水産事務次官依命通知)参考様式第 2 号(以下「みどりのチェックシート(農産)」という。)の取組内容(GAP 又は環境負荷低減及び農作業安全の取組)に係る研修を受講し、みどりのチェックシート(農産)に準じてチェックシートを作成し、提出すること。                       |

## 別記 1

### さが園芸 888 整備支援事業 施設等整備基準

- 1 本事業で整備する施設・機械等は、次の全てを満たすこととする。
  - (1) 採択要件等から国庫補助事業の対象とならないものであること。
  - (2) 同規模、同能力への更新ではないこと（長寿命化対策、新規就農者育成対策に取り組む事業実施主体又は知事が特に必要と認める事業実施主体が行う中古ハウスリノベーション対策、大雨被害を受けない土地への園芸用ハウスの建て替え、5 a 以上規模拡大を伴う園芸用ハウス・いちご高設栽培施設の更新を除く。）。
  - (3) 事業計画承認時において 1 機械・装置当たり税込 50 万円以上の機械・装置であること。ただし、以下の機械・装置・資材等については、1 機械・装置当たりもしくは資材一式当たり税込 50 万円未満であっても対象とする。
    - ア 省石油型機械・装置
    - イ 光合成促進装置
    - ウ 換気扇
    - エ 大雪被害防止対策に係る園芸用ハウスの補強資材
    - オ 花粉自家採取に係る機械なお、営農開始に必要な生産資材等については、1 機械・装置当たり税込 50 万円未満のものに限り対象とする。
- 2 本事業の補助対象施設・機械等は、別表 7—1、7—2 のとおりとする。また、園芸用ハウス等の整備については、必要に応じ収支計画を作成することとする。
- 3 別表 8 に示す施設・機械・資材等は補助対象外とする。

ただし、別表 7—1 の⑨については、別表 8 の 1 (1) ～ (6) に記載の機械・資材等も補助対象となる場合がある。
- 4 長寿命化対策については、別表 9 の実施基準を満たすこととする。

中古ハウスリノベーション対策については、別表 10 の実施基準を満たすこととする。

大雨・大雪防止対策については、別表 11 の実施基準を満たすこととする。
- 5 施設を整備する場合は、本事業の目的に合致した適正な規模及び構造により整備を図ることとする。

また、施設の整備にあたり、建築基準法（昭和 25 年 5 月 24 日法律第 201 号）に基づく確認又は農地法に基づく転用の許可等を必要とする場合は、事業実施主体は、関係法規の定めによるところにより、当該許可等を得るものとする。
- 6 機械を導入する場合は、「佐賀県特定高性能農業機械導入計画（以下「県農業機械導入計画」という。）で定める利用規模の下限等の基準を満たすこととする。

なお、県農業機械導入計画に利用規模の下限等の定めがない機械の導入及び同計画の下限等が

事業実施主体の利用形態にそぐわないものとなっている場合にあっては、機械の能力や作業効率等に基づき計算された適正な受益面積を記した「機械・施設規模決定計算書」を実施計画に添付し、判断することとする。

また、利用開始後 20 年以内の中古施設・機械・装置（税込 50 万円以上）の導入について、中古農業機械査定士等の第 3 者の証明等により、7 年以上にわたって継続して使用可能であることを条件に導入できるものとする。（中古ハウスリノベーション対策で取得する中古園芸用ハウス等は除く。）

7 機械の管理者及び作業従事者は、農業機械利用研修等を受講するなどして、高度な機械利用技術の習得に努めるものとする。

8 新規就農者育成対策における農業経営開始とは、主体的に農業経営を行っている状態「独立・自営就農であること」を指し、具体的には、以下の全ての要件を満たすものとする。

- ① 農地の所有権又は利用権を事業実施主体もしくは当該受益者が有している。
- ② 主要な機械・施設を事業実施主体もしくは当該受益者が所有又は借りている。
- ③ 生産物や生産資材等を事業実施主体もしくは当該受益者の名義で出荷取引する。
- ④ 事業実施主体もしくは当該受益者の農産物等の売上げや経費の支出などの経営収支を同一の名義の通帳及び帳簿で管理する。

また、親元に就農する場合であっても、上記の要件を満たし、親の経営から独立した部門経営を行う場合も対象とする。

なお、農業経営開始日の基準については、①～④の実態のうち、最も早い時期の取組開始日とする。

9 原則として、補助事業で導入する施設・機械等については保険等（施設においては国の共済制度又は、農業共済組合の建物共済等（天災等に対する補償を必須とする）、機械においては農業共済組合の農機具共済等（盗難保険及び天災等に対する補償を必須とする））に確実に加入することとし、当該施設・機械の処分制限期間において通年加入が継続されることとする。なお、附帯設備（ハウス内に固定する機械・設備等、炭酸ガス発生装置など）のみを補助事業で導入したハウス、長寿命化対策で整備したハウス、中古ハウスリノベーション対策で整備したハウス、既存ハウスを活用して大雨被害を受けない土地へ建て替えた園芸用ハウス、浸水防止壁及び排水ポンプ、60 万円（税込）未満の機械、茶防霜施設を除く。

ただし、上記保険等の加入要件を満たさない施設・機械等についても、民間の保険等へ加入するよう努めることとする。

また、農業者が組織する団体、農業協同組合及び佐賀県農業公社が事業実施主体となって、リース方式で農業者の園芸用ハウス等の整備を支援する場合は、借受者（農業者）が保険等に加入できることとする。

10 県の補助事業により初めて導入する機械・装置については、公的機関の試験データや圃場における実証データ等により合理的な結果が認められ、かつ費用対効果が明らかなものに限る。

- 11 事業実施主体は自然災害や感染症、大事故が発生した場合においても、営農を継続させたり、可能な限り短時間で営農を復旧させたりするための方法、手段等を「見える化」することで、自然災害等へ備えるだけでなく、平常時における自らの経営の見直し、改善に繋げるため、事業継続計画（BCP）等の積極的な策定に努めるものとする。